

## 平成 30 年 第 11 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 11 月 15 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 53 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	欠	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

7 番 森田 孝市                      8 番 小野伊八郎

---

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長      衛藤 成史  
 係 長          藤田 鉄也  
 係 員          藤田 美智      川原 一仁      川野 展弥

7. 議事日程

- ( 1 ) 議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- ( 2 ) 議案第 71 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画 (案) について
- ( 3 ) 議案第 72 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ( 4 ) 議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ( 5 ) 議案第 74 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ( 6 ) 議案第 75 号 現況証明 (非農地証明) について
- ( 7 ) 議案第 76 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- ( 8 ) 議案第 77 号 平成 31 年度豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望について

8. 会議の概要

事務局      会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

              それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長をお願いいたします。

## (1) 開 会

議長           みなさん、こんにちは。二十四節気では立冬ということで、朝夕は随分と寒くなりました。日も短くなり、何かと忙しい中にご出席をいただきましてありがとうございます。

                  また、本日は農地利用最適化推進委員のみなさんにも出席をいただきまして重ねてお礼を申し上げます。(先日の竹田市で開催された地区別セミナーの出席は、ご苦勞様です。ご協力ありがとうございました。など、以下省略)

                  皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いいたします。

                  それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

                  開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

                  また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

                  それでは、ただいまから平成30年第11回豊後大野市農業委員会を開会いたします。(とき：午後2時5分)

## (2) 議事録署名委員の指名

議長           日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

                  7番 森田孝市 委員、8番 小野伊八郎 委員にお願いします。

## (3) 報告事項

議長           日程3の報告事項に入ります。

                  まず、会長報告及び各種報告であります。平成30年第10回定例総会から本日の平成30年第11回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

                  まずは、資料1をご覧ください。

                  その中から、※のついた5点について、3ページ以降に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

                  私からの報告は、以上です。

議長           続きまして、各種報告ですが、役員会から報告があります。それでは、14番の安藤哲生副会長、報告をお願いします。

14番委員       副会長の安藤哲生です。10月29日に行いました役員会の結果について、4点報告いたします。

                  まず1点目ですが、「平成31年度豊後大野市農政施策に関する意見・要望」についてです。10月23日の農政委員会で取りまとめた内容を項目ごとに協議を行った結果、内容的に委員皆様方から提出いただいた意見・要望や9月に開催された「明日の農政を考える集い」で代表者から出された意見・要望が適正に反映された要望書となっており、本日の定例総会でご審議を頂きたいと思っております。

続いて2点目ですが、農地利用最適化の推進についてです。この件につきましては、一般の地区審査会や地区会議のなかで、皆さんに説明しましたように、10月23日の大分県農業会議の理事会で決定されたもので、先日開催された地区別セミナーでも説明がありました。詳細につきましては、本日定例総会終了のなかで説明がありますので、ご協議お願いします。

続いて3点目ですが、ふるさとまつりについてです。詳細は後ほど説明がありますが、16日の準備と18日の当日は皆さん積極的なご参加をお願いします。

最後に、4点目ですが、人権研修を12月の定例総会終了後、実施します。皆さんご出席をお願いします。

議長 続きます、委員報告ですが、まず当農業委員会から人・農地プラン策定検討会委員に選任されています34番 河野広一 委員から報告があります。河野委員よろしく願いいたします。

34番委員 34番の河野広一です。10月25日午後2時から市役所において開かれました平成30年度第1回人・農地プラン策定検討会に私と12番 工藤妙子委員が出席しましたので報告します。会議では、最初に、担当者から経過報告や今後の推進方針の説明が行われ、平成29年度までに取組を行った集落数は、本市のセンサスによる集落数323集落のうち116集落、プラン数が54と報告がありました。

続いて協議事項では、平成30年度の人・農地プラン原案の内容検討を行い、三重町の森迫地区、緒方町の馬(ま)背(せ)畑(ばた)地区と草深野地区、大野町の大野原(おおのぼる)地区と宮原・宮本原地区、千歳町の田原園地区の合わせて6地区のプランの内容を検討した結果、適正な内容となっております。以上報告を終わります。

議長 続いて、平成30年度九州沖縄ブロック女性農業委員研修会について、2番 後藤綾子 委員から報告があります。後藤委員よろしく願いいたします。

2番委員 2番 後藤綾子です。11月1日と2日、宮崎市内のホテルにて、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が開催され、私と12番 工藤妙子委員と参加をしましたので、報告をします。研修会は全体で、200名以上の女性委員が参加しました。

優良農地の活用・遊休農地発生防止・担い手への農地集積・新規参入促進などの「農地利用の最適化」活動はもとより、食育の推進や、農業者の相談役、婚活の支援など、女性ならではの視点をいかして、どう活動を拡げていくかの情報交換会です。

初日は、全国農業会議所から、農地制度の改正や今後の動向の解説、全国で活動する女性委員の実例を聞き、その後で、実際農業委員会において会長職についている6人の女性委員の体験や考えをパネルディスカッション形式でうかがいました。どの方も、家事育児をしながらの農業、さらに農業委員活動と、目まぐるしく忙しい中、日々の経験を活かして次々にスキルアップされている様子に、年を重ねるごとにいきいきと輝いて、女性参画の農業の未来は明るいと感じられました。

二日目は、宮崎県のフリーアナウンサー坂井淳子さんによる記念講演会でした。女性ならではの活躍・悩みを聞き、笑ったり、泣いたり、あっという間に時間が過ぎてしまいました。講演会の締めで平成22年に発生した口蹄疫の被害にふれていたのも、帰路にて宮崎県農業科学公園内にある口蹄疫メモリアルセンターを見学し、29万頭も殺処分された

哀しみ、宮崎牛の復活の感動を身近に感じました。大分県も負けてはおられませんと、勉強になった研修会でした。以上、報告します。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください。「報告 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」（議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読）以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

#### (4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。

議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第 71 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成 30 年 11 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成 30 年 11 月 16 日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。5 ページをお開きください。議案第 71 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成 30 年 11 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 6 ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 70 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 70 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 71 号については、意見を求められております。  
これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 71 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 71 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。  
(とき、午後 2 時 24 分)

議長 それでは、再開します。  
(とき、午後 2 時 25 分)

議長 次に議案第 72 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。  
「議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番の案件を 41 番 恵良健一 委員にお願いいたします。

41 番委員 千歳の恵良健一 委員です。11 月 6 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、農業経営をしておらず後継者もいな

いことから農地の整理を検討し、申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談したところ、譲受人も自作地に隣接しており利便性が良いことから売買で話がまとまり、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、145 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 72 号の番号 1 番の 1 案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 72 号の番号 1 番の 1 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 72 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 72 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、まず、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 4 番 清田義幸 委員にお願いいたします。

4 番委員 4 番 三重の清田義幸です。11 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、申請人 ●●●●●さんと●●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は、山際の耕作に不適な農地であったため、昭和 28 年 1 月頃、申請者の父が杉 80 本を植林し、これまで山林として管理してきました。

今回、農地法の許可が必要ながわかり、是正のための申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないため、に該当すると認められ、問題

ないと認められました。

次に番号 2 番の案件についてですが、申請人 ●●●さんの農地の転用の件についてです。申請者は、申請地で家庭用の野菜を栽培していましたが高齢となり耕作できなくなったため、貸付しようと近隣の耕作者を探しましたが見つかりませんでした。そのため、耕作放棄して周囲に迷惑をかけることのないようにつつじ 80 本を植樹して管理したので、今回申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のエの (イ) の第 3 種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件について、10 番 矢野源平 委員にお願いいたします。

10 番委員 朝地の矢野源平です。11 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてです。申請地は元々山際の耕作に不適な農地であったため、昭和 33 年 3 月頃に申請者の父が杉の植林を行い、現在 55 本が生育しており、これまで山林として管理をしてきました。今回、申請者が相続登記をした際に農地法の許可を得ていないことが分かり、是正のための申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 73 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 73 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件につきまして、許可基準の不許可要件に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 73 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 74 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 74 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 3 番の案件につきましては、6 番委員の家族が関係していることから、まず先に番号 1 番と番号 2 番の 2 案件を審議し採決します。その後、農業委員会会議規則に基づき、6 番委員に退席をお願いし、審議の上採決することとしますので、よろしくお願ひします。

それでは、番号 1 番及び番号 2 番までの 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 4 番 清田義幸 委員にお願ひいたします。

4 番委員 4 番 三重の清田義幸です。11 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、佐伯市の認定農業者ですが、規模拡大を考え、今年 8 月、豊後大野市でも認定農業者になり、申請地の近くに中間管理事業を利用して、農地を 45a 借りる申請をし、今後 2ha を目標に集積する計画です。

申請地は、耕作地に近く市道に面して利便性も良いため、農業用倉庫及び大型農機具の運搬車や作業員の駐車場の用地として転用する計画です。譲渡人も農地を相続後、譲受人に農地の管理をお願いしていた事もあり、売買で話がまとまり、農振用途変更後に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の b の農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。譲渡人の父は、申請地に隣接する自宅を県道用地として買収されたため、残った菜園の取扱に苦慮していました。一方、譲受人が経営する医療法人は、従業員用の駐車場用地を探していたところ、申請地を見つけ、譲渡人の父と契約し、平成 15 年 11 月より、駐車場に転用してこれまで利用してきました。今回、売買の相談をしている際、申請地が農地であることがわかり、是正のため申請を行ったものです。なお、譲受人は、申請地の当該許可後、自身が経営する医療法人に貸与します。

審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のエの (イ) の第 3 種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 74 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 74 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 74 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 74 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

次に、番号 3 番の案件を審議しますので、6 番委員は退席をお願いいたします。  
(6 番委員退席 とき、午後 2 時 45 分)

議長 それでは、番号 3 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 3 番の案件を 22 番 三代敦士 委員をお願いいたします。

22 番委員 清川の三代敦士です。11 月 6 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、貸人 ●●●●さん外●名から借人 株式会社●●●代表取締役 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。借人は運送業者であり、事業規模拡大を計画し、大分営業所の設置を考えました。農地以外の土地を検討しましたが、立地条件や予算の都合で話がまとまらず断念していたところ、清川町在住で仕事上の付き合いもある友人の紹介で申請地を見つけ、貸人に相談しました。貸人も●名全員が耕作しておらず、管理に困っていた土地であった事から、賃貸借する事で話がまとまり、今回申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) 申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 74 号の番号 3 番の案件について、これより質疑を許可します。質疑ありませんか。

4 番委員 4 番の清田です。三代委員、貸人の●●さんは、住所が大分市となっているが、清川の出身者ですか。

22 番委員 そうです。

議長 はい。他に質疑はありませんか。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 74 号の番号 3 番の案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 74 号の番号 3 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 74 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 3 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

6 番委員の入室を認めます。

(6 番委員入室 とき、午後 2 時 49 分)

議長 次に、議案第 75 号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。

「議案第 75 号 現況証明（非農地証明）について」

（議案書のとおり、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番の 1 案件について、4 番 清田義幸 委員をお願いいたします。

4 番委員 4 番 三重の清田義幸です。11 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、農地法施行前（昭和 27 年 10 月 20 日以前）の昭和 25 年 3 月頃に亡き父が杉を植林しており、今後も山林として管理するものです。

判断基準は、農地法施行前より非農地であった土地に該当します。調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められます。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の案件を 6 番 津高昭基 委員をお願いいたします。

6 番委員 清川の津高昭基です。11 月 6 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、申請者の父が脳梗塞で作業が出来なくなり、20 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響については、申請地は元々条件の悪い農地であり、隣接する農地への影響は認められません。

地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番及び番号 4 番の 2 案件を 10 番 矢野源平 委員をお願いいたします。

10 番委員 朝地の矢野源平です。11 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件については、申請者 ●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、申請者の父及び兄の死亡にともない、耕作者が不在となり、また周囲の耕作者も見つからなかった事から、20 年以上耕作されておらず、今後も耕

作再開の見込みはありません。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は、申請地の周囲は、農地や農道等があるが、隣接部分は最低限の管理をされており周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

次に、番号 4 番の案件については、申請者 ●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、山際の耕作条件の悪い農地であったため、40 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は、申請地は元々山際の耕作条件の悪い農地であり、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号 5 番の案件を 9 番 衛藤英教 委員にお願いいたします。

9 番委員 大野の衛藤英教です。11 月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件については、申請者 ●●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、申請者の夫が高齢により耕作できなくなり、後継者もいなかった事から 10 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。

判断基準は森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は、申請地は傾斜地に位置する耕作条件の悪い農地であり、隣接地も山林原野化していることから、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 75 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 75 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第 75 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 75 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、議案第 76 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について を議題とします。事務局

の説明を求めます。

事務局           それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。  
「議案第76号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」  
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件を朗読)

議長           事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

12番委員       番号1番の案件ですが、価格が全体で1万円とは、そんなに場所が悪いところなのですか。

10番委員       そうですね。悪いと言えば、悪いでしょう。段々になっているので、高齢だと。

12番委員       それにしても、1万円は安いですね。

議長           それ相応と言う事ですか。それでは、他に質疑はありませんか。

委員           [ありません]の声多数

議長           他に、質疑は無いようでありますので、質疑を打ち切ります。  
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号1番の案件を、10番 矢野源平 委員と30番 志賀義和 委員にお願いします。また、番号2番の案件につきましては、7番 森田孝市 委員と40番 山崎淳三 委員にお願いします。

なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。

議長           次に、「議案第77号 平成31年度豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局           それでは、事務局の方から説明します。本日お配りしました資料2をお出しく下さい。  
まず、「平成31年度豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望書」の作成にあたっての要点について説明します。(資料2を読み上げて説明)

続きまして、別冊議案第77号をお開きください。平成31年度豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望について。農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、別紙のとおり、平成31年度豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望を行うことについて、農業委員会の決定を求める。平成30年11月15日提出 豊後大野市農業委員会 会長 後藤敏生

(議案書に基づいて平成31年度豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する要望書を朗読)以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

事務局から説明がありましたように、市への要望につきましては、6月に委員皆さんからご提出をいただきました意見や要望、さらには、「平成30年度明日の農政を考える集い」での意見や要望などについて、農政委員会、さらには役員会等で慎重に協議を重ね、とりまとめを行ってまいりました。要望の内容につきましては、事前に配付いたしておりますので、ご覧いただいていると思います。早速、議案第77号について、農業委員、最適化推進委員皆さんの質疑を許可します。

4番委員 今後避けて通れない課題として、市役所内に外国人技能実習生を管理・指導する部署を作ってはと考えるのですが、いかがでしょうか。

議長 それは、今初めて聞く意見ですので。

11番委員 11番 神志那です。清田委員の意見は良い意見だと思いますが、今、会長が提案したのは、議案第77号です。これの質疑からは少し外れると思いますので、先に議案の審議をお願いします。

議長 はい。 それでは清田委員、後ほどでよろしいでしょうか。 それでは、議案第77号について、他に質疑はありませんか。

5番委員 5番の木津です。前々も意見をさせていただきましたが、市の執行部に、こういう意見書を出しても一方通行では絶対に駄目です。市長や農業振興課が、この問題にどういう考えを持っているのか、予算の件など、問題を共有化できる空気を作ってほしい。一方通行にならないように共通認識を持つ努力をして欲しいと思います。我々の立場、農業委員会の権限が無くならないように、執行部には、何らかの回答を引出して欲しいと思います。  
以上です。

議長 はい、分かりました。もちろん、言うだけでは駄目かなと思っています。今までは建議と違うので、回答はありませんでしたが。市長には、委員から意見があったと伝えて回答も受けなければと思います。他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑は無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

要望につきましては、当農業委員会の総意の下で、市長に対し、意見や要望などを具申することから、これまでもその内容を農業委員会全体で賛同し、承認することとされております。したがって、今回も全員のご賛同でご承認いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか？

委員 [賛同する]の声多数

議長 ありがとうございます。議案第77号 平成31年度豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望については、全員の賛同の下、原案のとおり承認されました。

なお、本日まで承認いただいた要望内容の趣旨や方向性は変えず、表現や字句などを再度チェックし、最終案をとりまとめたと考えています。12月20日に役員会のメンバーで、市長に対し、平成31年度豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望書を提出したいと考えております。ありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第11回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後3時53分)

議事録署名委員 7番委員 森 日孝 市

” 8番委員 小野 伊八郎